

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	更新年月日
中谷矯正歯科	生駒市山崎町四―五 NDAビル三階	歯科矯正に関する医療	平成三十一年 二月一日